

2020年4月30日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿
厚生労働省 大臣官房総務課 殿
厚生労働省 老健局 老健局長 殿
厚生労働省 老健局 介護保険計画課長 殿
厚生労働省 老健局 高齢支援課課長 殿
衆議院 厚生労働委員 各位
参議院 厚生労働委員 各位

新型コロナウイルス感染拡大を受けて 「介護崩壊」を起こさせないための緊急要望

21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会
大阪府吹田市山田西 1-32-12-207
Tel 06-6170-1325 fax 06-6170-1355

(1) 感染拡大下でも自粛、休業要請の対象に入らない社会福祉の役割が明らかに

新型コロナウイルスが全世界的に拡大し、日本においても感染が広がる中、2020年4月7日、国は特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を7都府県、17日、全国に拡大しました。新型コロナウイルスについては治療薬が確立していないことから、蔓延防止施策として「密閉・密集・密接(3密)」を避けることが最大の方針となっています。

政府は全ての都道府県において、極力8割の接触機会を減らすために、国民に不要・不急の外出をしないことを呼びかけると共に、学校、幼稚園をはじめ、公共施設等をいち早く停止させ、民間企業、商店などにも事業の自粛、あるいは休業を要請する対策をとっています。しかし、こうした中であっても、医療・社会福祉・介護保険の事業については、自粛、休業要請の対象にはならず、「十分な感染対策を行いつつ継続」との要請が通知されています。

このことから、保育や老人ホーム等の福祉・介護事業は、医療と同じく、感染拡大期にあっても国民の生活を下支えする重要な社会的インフラであることが証明されました。

(2) 現場で働く職員が安心して支援を行える環境整備が国の責務

国内で感染が広がる中で、これまでの社会福祉・社会保障・公衆衛生にかかる施策の脆弱さが露呈しました。感染が拡大する前から、介護現場では人員不足であり、事業所において通常の支援を行うことすら危ぶまれる状況にあります。

介護は、「3密」の中でも、「密集」や「密接」が避けられない仕事です。この間、いくつかの障がい、高齢者施設において職員・利用者の感染が報道されています。このことから、施設においての感染は大きなクラスターを生み出すことも明らかになっています。無症状の感染者が感染を拡大させている「緊急事態宣言」下で、感染リスクの高い高齢者に介護にあたる職員は、マスク、手袋、アルコール等衛生用品、ガウンなど、基本的な感染予防物資すら市場からの供給が断たれ、感染の恐怖に怯えながら、正に命がけで支援にあたっているのが現状です。

介護の現場では、一たび職員に体調不良者が出れば、たちまち通常の支援すら危ぶまれる職員体制に陥ります。また、体調不良の職員が保健所に申し出ても、PCR検査はおろか、通常の医療すら提供されず、自宅待機が長引くことも、職員体制を確保する上で障害になっています。

既にいくつかの施設で集団感染が発生しており、発症したものの入院できない利用者を施設の個室

で治療するという事例も生れています。速やかに福祉で働く職員・利用者に対し、必要な支援を行うこととあわせ、施設内で感染者が出た場合の支援に関するガイドラインを国が示すべきです。

(3) 緊急事態時の支援は社会福祉で対応すべき

この間、通所事業など、サービスを控える努力と合わせ、健康確認等にかかる電話での支援、配食等、訪問による代替サービスを行うことと、その算定についての通知が示されています。こうした代替サービスは高齢者やそのご家族の生活を支える上で必要である一方、電話一本で利用料がかかるしくみです。また、事業所は、通常の支援の他に人員を割きながら、とりくみをしても平時の報酬に届かないことは明らかです。収入のほぼ全てが介護報酬である事業所にとって、このことは、経営の危機に直結することはもちろん、「特定処遇改善加算」など、この間すすめてきた職員処遇の改善もできず、さらなる職員の離職を招くことが懸念されます。

利用者・家族の支援については、費用負担のない社会福祉的支援とし、税で賄うべきです。また、職員の処遇を守り、必要な地域支援を行うためには、事業所の平時の報酬を完全保障することが重要です。さらに、こうした危険な状況下で支援を継続する職員に対し、特別な手当を支給することにより、加速する離職を止めるとともに、社会的評価を示していただくことを私たちは切に願います。

新型コロナウイルス感染リスクの高い高齢者を守り、緊急事態の中でも国民生活の下支えを行う社会福祉施設・職員を守るため、緊急に以下の対策をとっていただくことを要望します。

記

1. マスク、手袋、ガウン、ゴーグル、アルコール等、感染予防にかかる物資を国の責任で早急に供給してください。
2. 職員、利用者等に体調不良者が出た場合、速やかに PCR 検査、および医療にかかれるようにしてください。
3. 新型コロナウイルス感染者が入院できる手立てを早急に整えてください。また、軽症者、濃厚接触者を施設で支援する場合のガイドラインを示すと共に、発生時には施設任せにせず、国、自治体から医療・保健等の専門スタッフの派遣を行ってください。
4. 通所・短期等介護保険サービスを控えた高齢者の支援を行うとりくみについては、介護保険制度のルールにあてはめるのではなく、社会福祉（税）でのとりくみとして具体化してください。
5. 「持続化給付金」は、通所・訪問等、全ての社会福祉・介護保険事業に対し、前年同月の収入を補償してください。
6. 緊急事態宣言が出される中、感染リスクにさらされながら懸命に働く、現場の職員に対して、危険手当を公費で支給してください。
7. 介護現場で働く職員のメンタルヘルス対策の相談窓口を拡充し、幅広く周知してください。

以上